

5. 第六次羽村市長期総合計画 の策定に向けて

① 第六次羽村市長期総合計画の策定に向けて



第六次羽村市長期総合計画の策定に向け、今後のまちづくりに必要な視点などについて、国や東京都などの方向性などを含め、まとめます。

人口減少期における少子高齢化がさらに進みます

わが国では、平成20（2008）年の1億2,808万人の人口をピークに減少傾向にあります。
国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の推計では、令和42（2060）年の総人口は、約9,300万人まで減少するとされており、人口減少への対応が課題となっています。
羽村市においても、平成22（2010）年の57,772人をピークに減少傾向にあり、令和27（2045）年までに年々減少し、市独自推計では、42,862人、社人研推計では、41,111人まで減少すると推計しています。

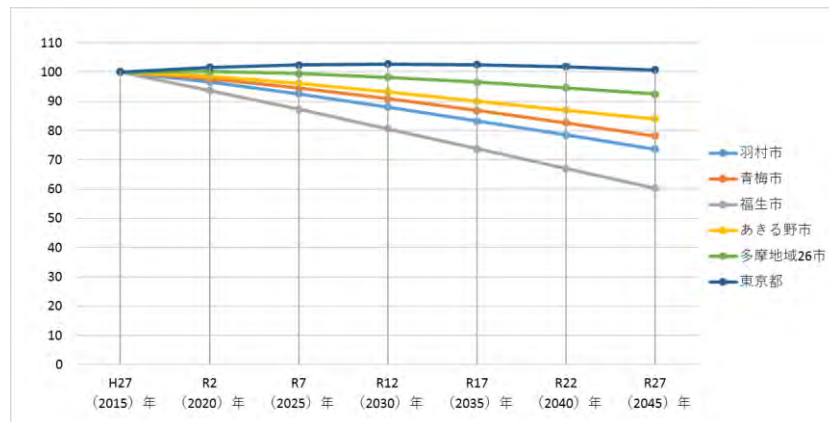
東京都、多摩地域、近隣市の状況

将来の推計人口について、東京都や多摩地域、近隣市の状況を見てみます。

東京都全体では、令和12（2030）年まで人口の増加が見込まれており、その後減少しますが、令和27（2045）年の人口は、平成27（2015）年の人口値より高い推計となっています。

多摩地域26市の平均では、令和2（2020）年以降に人口減少が予測されていますが、羽村市および近隣市では、令和2（2020）年にはすでに人口が減少しており、その後も、減少は進み、令和27（2045）年の減少率は、約16%～40%（対平成27（2015）年比）となっています。

図表 平成27（2015）年の総人口を100としたときの総人口指数
（近隣市、多摩地域26市合計、東京都全体）



	R2 (2020) 年	R7 (2025) 年	R12 (2030) 年	R17 (2035) 年	R22 (2040) 年	R27 (2045) 年
羽村市	96.7	92.6	88.1	83.3	78.4	73.6
青梅市	97.6	94.5	90.9	86.9	82.6	78.1
福生市	93.7	87.2	80.6	73.7	66.9	60.3
あきる野市	98.6	96.2	93.3	90.0	86.9	84.0
多摩地域26市	100.2	99.5	98.2	96.6	94.6	92.4
東京都	101.6	102.4	102.7	102.5	101.8	100.7

資料 社人研「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年推計）から作成

年齢3区分別の人口構成を見ると、東京都全体では、令和12（2030）年までは、徐々に少子化、高齢化が進むとされていますが、令和22（2040）年になると、令和12（2030）年と比較して、65歳以上の割合が約4%上がり、15～64歳の割合が約4%減少すると推計されています。

多摩地域26市では、東京都全体と同様の状況が推計されていますが、65歳以上の割合が約5%上がり、15～64歳の割合が約5%減少するとされています。

西多摩地域の自治体では、東京都や多摩地域の平均と比べ、65歳以上の割合の増加が大きく、令和22（2040）年になると、40%を超える一方で、0～14歳が10%を下回る割合の自治体もあり、人口減少期の少子高齢化がさらに進行していくことが分かります。

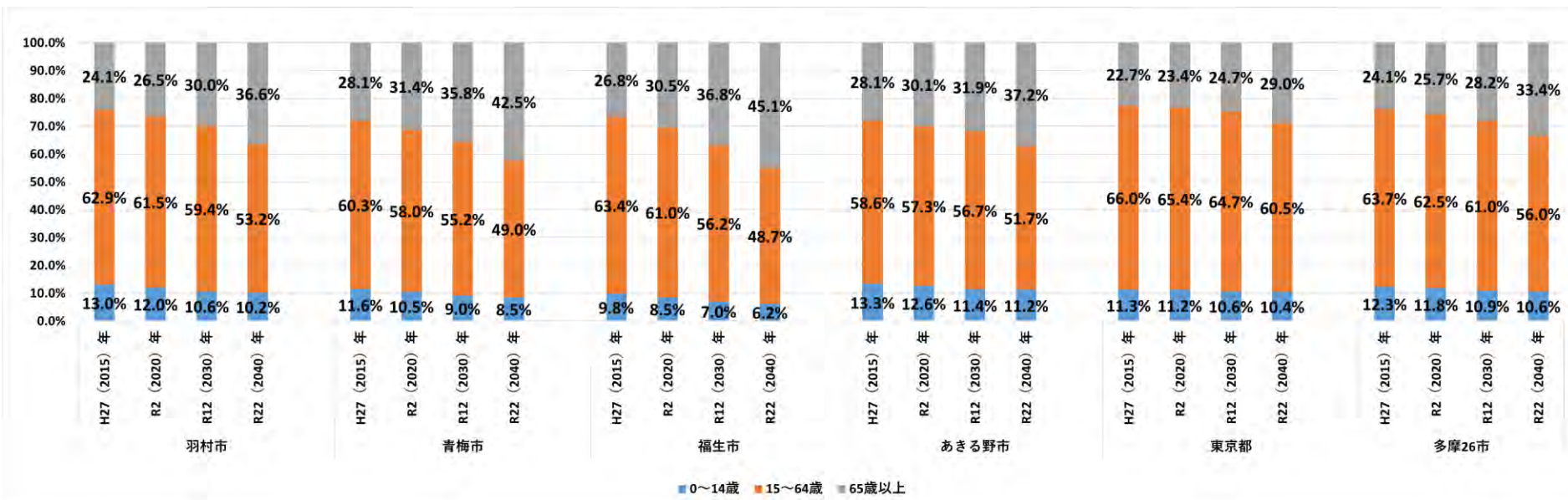
令和2（2020）年に生まれた子が、20歳になるころ…

東京都全体では：現役世代2人で、
65歳以上の高齢者1人を支えます。

多摩地域では：現役世代1.7人で、
65歳以上の高齢者1人を支えます。

西多摩地域の自治体では：現役世代1.1～1.5人で、
65歳以上の高齢者1人を支えます。

図表 年齢3区分別の人口構成（近隣市、多摩地域26市合計、東京都全体）



資料 社人研「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年推計）から作成

※平成27（2015）年は実績値

地方財政の状況

財務省が令和2（2020）年7月に発行した「これからの日本のために財政を考える」によると、近年、わが国では、高齢化の進行により、社会保障費が大きく伸びている一方で、公共事業や教育などの他の経費は横ばいとなっており、歳入面では税金などの収入の増加はわずかであるのに対し、借金である公債金が大幅に増加しています。

社会保障は、年金、医療、介護、子ども、子育てなどの分野に分けられ、国の一般会計歳出の約1／3を占めています。社会保障制度の基本は保険料による支え合いですが、保険料のみでは負担が現役世代に集中してしまうため、税金や借金を充てている状況にあります。このうちの多くは借金に頼っており、子や孫の世代に負担を先送りしている状況にあります。

都道府県や市町村は、学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路、下水道などの整備といったさまざまな行政分野の中心的な担い手であり、国民生活に大きな役割を果たしています。こうした地方公共団体の財政の集合となる地方財政について、主要財政指標からみると、下表のとおりとなります。

全国の都道府県や市町村の平均と羽村市の状況をみると、主要財政指標は、おおむね健全な状況にあります。その中で、羽村市は、財政構造の弾力性を判断する指標である「経常収支比率」の割合が、平成28年度以降100%を超える状況が続いており、都道府県・市町村の平均と比較して高くなっています。

経常収支比率は、人件費・扶助費・公債費等の経常経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す指標であり、比率が低いほど、財政構造の弾力性が大きいと言われており、100%を超えていることは、自由に使える財源が少なく、財政が硬直化している状況と言えます。

図表 地方公共団体における主要財政指標の状況

指標		H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
都道府県	経常収支比率	91.9	94.9	94.6	93.0	93.0	93.4	94.3	94.2	93.0
	実質収支比率	1.3	1.3	1.3	1.6	1.5	1.3	2.0	2.1	2.1
	実質公債費比率	13.5	13.9	13.7	13.5	13.1	12.7	11.9	11.4	10.9
	公債費負担比率	18.9	19.4	19.7	19.9	19.5	18.7	18.4	18.6	18.2
	財政力指数	0.49	0.47	0.46	0.46	0.47	0.49	0.51	0.52	0.52
市町村	経常収支比率	89.2	90.3	90.7	90.2	91.3	90.0	92.5	92.8	93.0
	実質収支比率	4.1	4.5	4.3	4.7	4.3	4.7	4.1	4.1	4.0
	実質公債費比率	10.5	9.9	9.2	8.6	8.0	7.4	6.9	6.4	6.1
	公債費負担比率	16.5	16.4	16.2	15.7	15.3	14.7	14.7	14.1	13.8
	財政力指数	0.53	0.51	0.49	0.49	0.49	0.50	0.50	0.51	0.51
羽村市	経常収支比率	97.5	95.1	95.7	94.9	92.3	96.7	103.5	105.8	100.7
	実質収支比率	4.3	4.0	4.7	5.3	5.3	5.8	4.0	5.4	5.1
	実質公債費比率	4.8	4.9	4.0	2.7	1.4	1.0	1.5	2.0	2.0
	公債費負担比率	8.8	8.5	8.6	8.2	8.4	8.0	7.8	7.8	7.7
	財政力指数	1.055	0.995	0.948	0.946	0.956	0.985	1.009	1.017	0.999

資料 総務省「令和2年版地方財政白書」、各年度「羽村市決算カード」

近年の羽村市は、市税収入が大幅に減少する状況が続いていることや社会保障経費の中心となる扶助費の増加などを要因として、経常収支比率が100%を超える状況が続いていることから、市では現在、経常収支比率の改善に向けて行財政改革の取組みを進めています。

また、全国的にみても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済に与える影響は非常に大きく、地方自治体の財政状況は厳しい局面が続くことが見込まれていることから、健全な財政運営を図っていくことは、これからのまちづくりの重要な視点となります。

公共施設等の総合管理

我が国では、高度経済成長期に整備した公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、人口減少と少子高齢化が加速度的に進んでいく中では、人口動態の変化により、公共施設等の利用需要に変化が生じていくと考えられます。

国では、平成26（2014）年4月に「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」を全国の地方公共団体に通知し、その中で、地方公共団体は、国が平成25（2013）年11月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」を参考に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう要請しました。

令和2（2020）年3月31日現在で、都道府県および指定都市は全団体、市区町村では99.9%の団体が、「公共施設等総合管理計画」を策定し、総合的かつ計画的な管理の推進に努めています。

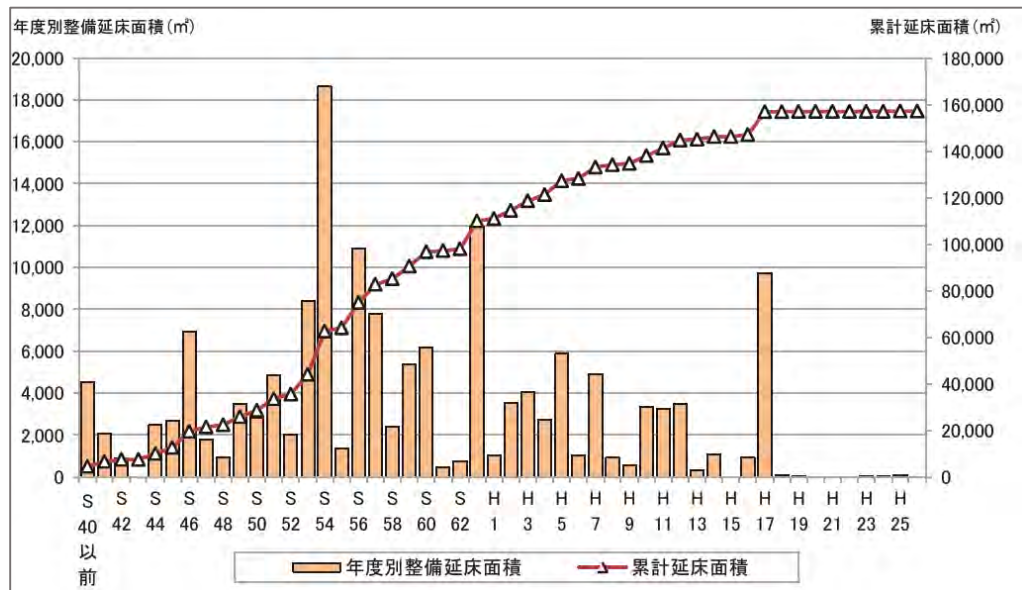
羽村市では、昭和40年代から50年代にかけて多くのインフラ施設を整備してきたことから、今後順次、耐用年数の時期を迎えることとなり、老朽化に対する適切な対応に努めていく必要があります。

今後30年間をみると、建築物・土地・インフラ施設それぞれに、管理に関する維持補修・更新費用に財源不足が生じることが見込まれることから、この計画では、建築物の大規模改修や更新などの段階における整理統合（集約化・複合化・多機能化）、土地活用の方針が定まっていない市有地の売却、借地契約解消等による歳出の抑制、施設の利用状況に応じた適正な規模での更新、新たな特定財源の確保、民間活力の導入・民間資本の活用・適正な受益者負担の導入などの手法を活用し、財源不足の解消に取り組んでいくこととしています。

平成28（2016）年1月1日現在、羽村市が保有する建築物は、168施設で、累計延床面積は約15万7,000㎡となっており、建築物の累計別床面積の割合は、学校教育系施設が約45.0%と最も多く、次いで、行政系施設が約12.2%、社会教育施設が約9.6%、スポーツ系施設が約7.5%、集会施設が約6.0%となっています。

羽村市は、他の自治体と比較して、「市民一人あたりの建築物面積が大きいこと」、「市民一人あたりの維持補修費が低く抑えられていること」、「借地の割合が高いこと」、「道路延長が長いこと」などが特徴として挙げられ、これらを踏まえながら、今後30年間の取組みの指針とする「羽村市公共施設等総合管理計画」を平成28（2016）年3月に策定しました。

図表 羽村市の建築物の整備状況と保有量の推移



資料 羽村市公共施設等総合管理計画

持続可能なまちづくりが求められています

急速な少子高齢化の進行に伴い、国内の多くの地方自治体が、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方創生の推進や、「経済・社会・環境」の三つの側面から統合的に取り組むSDGs（持続可能な開発目標）を原動力とした地域課題の解決や地域の活性化に取り組んでいます。

地方創生

日本の各地域では、急速な少子高齢化の進行により、平成20（2008）年をピークに人口減少局面に入り、地域経済の縮小や労働力不足などが懸念されています。

そのような状況を克服するため、国では、平成26（2014）年12月に「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成するとともに、魅力ある多様な就業機会を創出することで、地方創生を図ることとしました。

平成30（2018）年12月、国では、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、さらに、令和2（2020）年12月には、新型コロナウイルス感染症を受けた意識や行動変容を捉えた、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）～感染症の影響を踏まえた今後の地方創生～を策定しました。

羽村市では、「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨に沿い、平成27（2015）年9月に「羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画」を策定し、羽村市が将来にわたって、賑わいと活力のあるまちであり続けるよう、若い世代をターゲットとした施策を展開し、認知度の向上、定住人口の増加に取り組んできました。

平成31（2019）年3月には、まち・ひと・しごと創生計画の計画期間を2年間延長し、市の総合的なまちづくりの方向性を示す長期総合計画の中で、一体的に人口減少対策を示していくよう、検討を進めることとしています。

国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「2020改訂版」の概要

■地方創生の目指すべき将来

- ①人口減少を和らげる（結婚・出産・子育ての希望をかなえる、魅力を育み、ひとが集う）
 - ②地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、地域内経済循環を実現する
 - ③人口減少に適応した地域をつくる
- ⇒関係人口の創出拡大、移住・定住の推進などの取組みを推進。

<横断的な目標>

新しい時代の流れを力にするため、

- ・地域におけるSociety5.0の推進
- ・地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり
- ・多様な人材の活躍
- ・誰もが活躍する地域社会の推進

※ 2020改訂版では、新しい時代の流れを力にするための「地域におけるSociety5.0の推進」として、スーパーシティ構想の推進などによる地域におけるデジタル・トランスフォーメーションの活用による地域課題の解決を明記し、地方自治体による未来技術（自動運転、AI・IoTなど）の社会実装に向けた取組みや、デジタル人材の育成・確保、テレワークの推進による地方への人の流れの創出などの支援を行うとしている。

資料 内閣府「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び2020改訂版」

国全体の出生、婚姻の状況

出生数

- ✓ 令和元（2019）年は、865,234人となり、3年連続で100万人を下回り、最少出生者数となる。
- ✓ 第1次ベビーブーム期間内の昭和24（1949）年の67.9%減
- ✓ 第2次ベビーブーム期間内の昭和48（1973）年の85.6%減

婚姻数

- ✓ 令和元（2019）年は、598,965件で、60万件を下回る。
- ✓ 第2次ベビーブーム期間内の昭和47（1972）年の45.5%減

※ 国では、令和2（2020）年5月に閣議決定した第4次少子化社会対策大綱の中で「希望出生率1.8」の実現を掲げ、「結婚支援」「妊娠・出産への支援」「仕事と子育ての両立」「地域・社会による子育て支援」「経済的支援」など、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進めるとしている。

資料 内閣府「令和2年版 少子化社会対策白書」令和2（2020）年8月

SDGs（Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を年限とする「持続可能な開発目標」です。

SDGsは、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「世界の貧困をなくす」「持続可能な世界を実現する」ことを目指し、17のゴール、169のターゲットから構成され、先進国を含む全ての国の共通目標となっています。

SDGsでは、世界レベルだけでなく、地域レベルでの取り組みも求められており、国が、2016年に策定した「SDGs実施指針」では、自治体の計画や戦略等の策定・改定にあたって、SDGsの要素を最大限発揮することが奨励され、近年では、SDGsの推進を、地方自治体の総合計画や、地方版総合戦略の中で体系化する自治体もあります。

また、「SDGs実施指針」では、地方自治体において、「経済・社会・環境」の三つの側面における持続可能な開発の統合的な取り組みとして、地域のエネルギー、自然資源、都市基盤、産業集積、文化、風土、組織・コミュニティなどのさまざまな地域資源を活用し、その地域にあった独自のSDGsを推進することが期待されています。

「SDGs実施指針」の概要

【ビジョン】「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」

【実施原則】①普遍性 ②包摂性 ③参画型 ④統合性 ⑤透明性と説明責任

【8つの優先課題】

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------|
| ①あらゆる人々の活躍の推進 | ②健康・長寿の達成 |
| ③成長市場の創出、地域活性化、
科学技術イノベーション | ④持続可能で強靱な国土と
質の高いインフラの整備 |
| ⑤省・再生可能エネルギー、
気候変動対策、循環型社会 | ⑥生物多様性、森林、海洋等の
環境の保全 |
| ⑦平和と安全・安心社会の実現 | ⑧SDGs実施推進の体制と手段 |

SDGsは、一つの分野のみならず、教育、環境、産業、経済、健康、福祉など、まちづくりの根幹となるさまざまな分野に関係しています。これまで、各自治体で実施してきた取り組みの中には、SDGsの理念に沿ったものも多くあります。

多摩地域26市では、日野市が「SDGs未来都市」に選定されており、また、東京都においても、「未来の東京 戦略ビジョン」において、SDGsの目線で政策を展開していくことを掲げています。

図表 SDGs（持続可能な開発目標）17のゴール



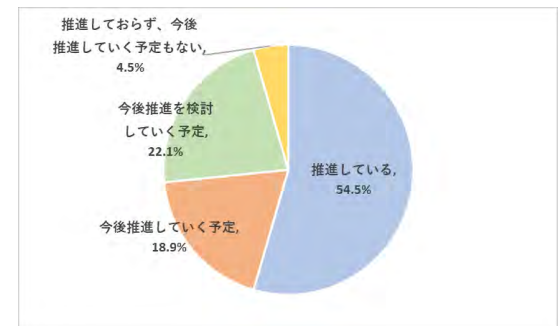
資料 国際連合広報センター

全国の自治体のSDGsに関する取り組みの状況

自治体SDGs推進評価・調査検討会が実施した「令和2年度SDGsに関する全国アンケート調査」では、SDGs達成に向けた取り組みの推進について、95%を超える自治体で、SDGs達成に向けた取り組みを実施または検討している状況にあります。

SDGs達成に向けた取り組みの推進（総回答数＝1,303）

- ✓ 「推進している」 54.5%
- ✓ 「今後推進していく予定である」 18.9%
- ✓ 「今後推進を検討していく予定である」 22.1%
- ✓ 「推進しておらず、今後推進していく予定もない」 4.5%



資料 自治体SDGs推進評価・調査検討会「令和2年度 SDGsに関する全国アンケート調査結果」令和2（2020）年12月

地域における多文化共生、国際化

急速な技術の発展と、経済のグローバル化により、人やもの、情報の流れの地球規模による展開は、日常となっています。また、訪日外国人旅行者数および出国日本人数は、年々増加傾向にあり、特に、訪日外国人旅行者数は、10年前と比較すると、4～5倍の増加となっています。

さらに、日本企業の海外進出や、一部業種における人手不足などを背景に、仕事や学業などのために、日本に中長期的に滞在する外国人住民の数も増加傾向にあり、特に、専門的・技術的分野での就労を目的とする人の割合が増え、技能実習制度による入国が多くなっています。

羽村市における外国人住民の割合は、令和3（2021）年1月現在、2.7%となっており、令和3（2021）年の外国人のみの世帯は、平成29（2017）年と比べ、194世帯増えています。東京都全体や多摩地域26市全体の外国人住民の割合は、令和2（2020）年までは増加傾向でしたが、令和3（2021）年は、減少または横ばいとなりました。

外国人住民の増加を背景とした地域内の国際化への対応は、これまでも取組みが行われてきました。国では、平成18（2006）年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、「国際交流」や「国際協力」に加え、外国人住民の生活支援や、コミュニケーション支援、多文化共生の地域づくりなど、地方自治体における多文化共生施策を推進してきました。

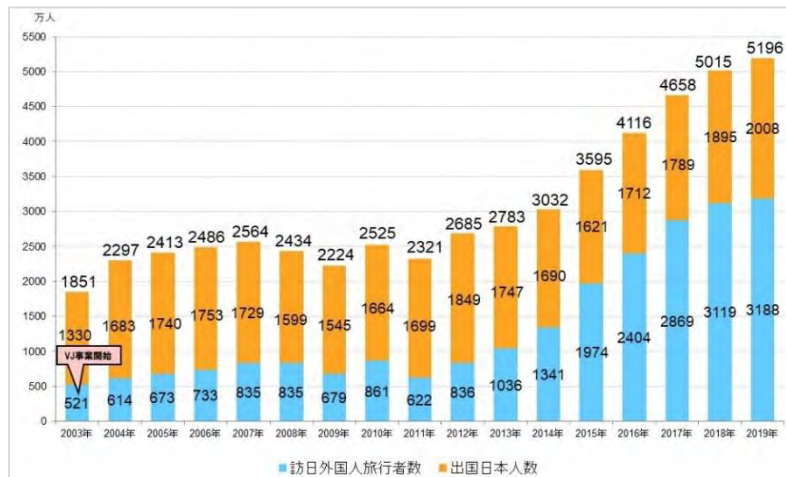
公益財団法人東京市町村自治調査会が、平成30（2018）年3月に発行した「多文化共生に向けた地域における国際交流に関する調査研究報告書」では、多文化共生について、「地域に居住あるいは滞在する日本人及び外国人が、国籍や民族などにかかわらず、個人が有する知識・能力等を生かして働き、地域社会の構成員として互いに支え合いながら、地域経済・地域社会の活力創出に貢献すること」と定義しています。今後は、相互理解や生活支援を超え、日本人と外国人が相互に支え合う関係を築き、生活、教育、子育て、経済活動などの幅広い取組みを、地域ぐるみで横断的にさらに展開していくことが求められます。

羽村市とキルギス共和国との交流

羽村市では、平成30（2018）年11月に、キルギス共和国男子柔道ナショナルチーム「柔道グランドスラム大阪2018」事前キャンプを受け入れ、そのことをきっかけに、キルギス共和国との交流が始まりました。さらに、令和元（2019）年6月には、同国のホストタウンに登録されました。

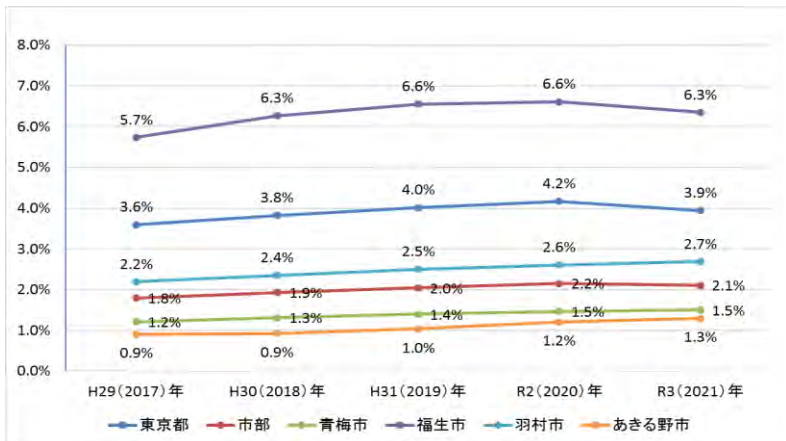
今後も同国との縁を大事に育て、さらなる交流に発展できるよう、ホストタウン関連事業を継続していくことが大切です。

図表 訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移



資料 日本政府観光局（JNTO）

図表 人口に対する外国人住民の割合



資料 東京都「住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）」から作成

図表 羽村市における外国人のみ世帯数など（単位：世帯）

	H29 (2017) 年	H30 (2018) 年	H31 (2019) 年	R2 (2020) 年	R3 (2021) 年
外国人のみ世帯	537	605	650	668	731
日本人と外国人の 複数国籍世帯数	319	324	340	336	334

資料 東京都「住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）」から作成

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2（2020）年、令和3（2021）年は、海外渡航や入国に制限が講じられたため、数年間は、出入国の傾向が変わる可能性があります。

国土強靱化

東日本大震災での未曾有の大災害の教訓を踏まえ、国では、平成25（2013）年11月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」）を制定しました。

国土強靱化基本法に基づき策定された国の国土強靱化基本計画では、いかなる大災害が発生しようとも、「人命の保護」「被害の最小化」「経済社会の維持」「迅速な復旧・復興」を基本目標としています。

大規模災害時に、人命を守り、経済社会の影響を最小限とする「強さ」と、被害から迅速に復活する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた取り組みを行うこととしています。

<国土強靱化地域計画の策定>

国土強靱化基本法第四条では、地方公共団体は、「国土強靱化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する」とされており、また、第十三条では、「国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」）を、国土強靱化に係る市町村の他の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされています。

全国の自治体の国土強靱化地域計画の策定状況

内閣府が実施した全国の自治体における国土強靱化地域計画の策定状況の調査によると、令和3（2021）年2月1日現在の策定済みと策定中の自治体数は以下のとおりです。

・策定済み 835団体 ・策定中 638団体

多摩地域26市の状況

・策定済み 1団体 ・策定中 11団体
・策定予定 15団体 ・検討中 2団体

資料 内閣府「市区町村における国土強靱化地域計画の策定状況（令和3（2021）年2月1日現在）」

国土強靱化地域計画の策定は義務とされていませんが、地域の強靱化を総合的・計画的に実施することは、地方公共団体の責務であり、その趣旨を踏まえ、全国で多くの自治体が策定に取り組んでいます。長期総合計画や、地方版総合戦略と一体的に策定したり、一緒に進行管理をしたりする事例もあります。

国が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）基本編」では、地域の強靱化を推進する3つの主なメリットとして、「①事前の取り組みで被害を縮小」「②施策（事業）のスムーズな進捗」「③地域の持続的な成長」を示しています。

国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から、地方自治体における様々な分野の計画等の指針となる性格を有した計画です。国土強靱化を進めるには、一つの分野にとどまらず、ソフト面とハード面の組合せや、「自助」「共助」「公助」の組合せ、平時からの活用や自然との共生などの基本的な方針のもと、分野横断的に取り組む必要があります。

国土強靱化と防災の関係

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通しますが、以下のような違いがあります。

国土強靱化 リスクごとではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どのようなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げ、平時から持続的に展開するもの。

防災 地震や風水害などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめるもの。（例えば、災害対策基本法に基づき策定する地域防災計画では、対策を講じつつ、「地震編」「風水害編」というように、リスクごとに計画が定められている。）

新たな感染症により、暮らしが変化しています

令和2（2020）年1月、国内で初めて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が確認されました。この感染症は、瞬く間に日本を含めた世界中に広がり、社会や経済など、日常生活を含め大きな影響を及ぼす結果となりました。

国内では、令和3（2021）年3月17日までに、全国で449,713人、東京都で116,293人、令和3年3月16日までに、羽村市では272人の感染者が確認され、都内では、1,600人以上が死亡する状況が生じました。

この間、国では、感染拡大防止や、医療ひっ迫を解消するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、東京都などの地方自治体に対し、二度に渡り緊急事態宣言を発出しました。

徹底した外出・移動の自粛や3密（密閉・密集・密接）の防止、施設の使用中止、イベントの開催制限、飲食店等への営業時間の短縮、学校や保育施設の休業など、さまざまな措置が取られるなかで、マスクの着用や手指の消毒、人同士の距離の確保、検温の実施、飛沫防止パネル等の設置などが当たり前の日常となりました。また、テレワークの推進や、飲食のテイクアウトの推奨など、新型コロナウイルス感染症が発生する前とは異なる、新しい日常が求められるようになりました。

ポストコロナ時代の新しい未来

新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けた社会の実現を目指すため、国では、令和2（2020）年7月に「経済財政運営と改革の基本方針2020」を閣議決定し、基本方針に沿った取組みを進めています。

その「基本方針2020」では、感染症の拡大により浮き彫りとなった課題や取組みの遅れなどを分析したうえで、ポストコロナ時代の新しい未来像を「『新たな日常』を通じた『質』の高い経済社会の実現」とし、「『新たな日常』の実現」を目指した変革を一気に進めるとしています。

特に、デジタル化への取組みは、「新たな日常」を構築するための原動力として、これまで以上に、加速度的かつ強力に推進するとしています。

地域社会においても、市民の生命や生活、雇用や企業活動を守り、持続可能な社会を実現するため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する取組みと並行して、「新たな日常」の実現が求められており、そのことにより、安定した市民生活の確保や、地域経済の活性化につながると考えられています。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2（2020）年7月閣議決定）の概要

■ 感染症の拡大により浮き彫りとなった課題や取組みの遅れなど

- デジタル化・オンライン化の遅れ（特に行政分野）
- 都市過密・一極集中のリスク
- 新しい技術を活用できる人材不足
- 非正規雇用者、中小・小規模事業者の苦境
- グローバル・サプライチェーンの脆弱さ など

■ 「新たな日常」の実現のための主な施策項目

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）
 - 次世代型行政サービスの強力な推進
 - デジタル・トランスフォーメーションの推進
 - 新しい働き方・暮らし方（少子化対策・女性活躍等）
 - 変化を加速するための制度・慣行の見直し（書面・押印・対面主義からの脱却等）
2. 「新たな日常」が実現される地方創生（多核連携型の国づくり、地域の活性化）
 - 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ（スマートシティ等）
 - 地域の躍動につながる産業・社会の活性化（観光、農林水産業、中小企業等）
3. 「人」・イノベーションへの投資の強化（「新たな日常」を支える生産性の向上）
 - 教育改革
 - 科学技術等の加速 等
4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現
 - 社会保障の構築
 - 所得向上策の推進 等
5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

デジタル化の推進（Society5.0の実現）

Society5.0とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）と定義されており、平成28（2016）年1月に策定された第5期科学技術基本計画において、日本が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

Society5.0では、世界に先駆けた「超スマート社会」の実現に向け、AI（人工知能）、IoT、ロボット等の先端技術や、5Gといったネットワーク基盤を活用し、その活用を産業や環境、医療・介護、防災などのさまざまな分野に広げることで、人口減少下においても、快適で質の高い生活の確保や、活力の創出が期待されています。

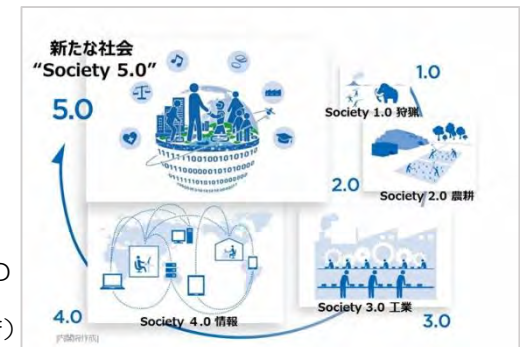
また、Society5.0が実現する社会は、SDGsの理念にも沿ったものであり、誰一人取り残さない、持続可能な社会の実現に結びつくものとされています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、テレワークの推進や、オンラインサービスの拡大など、新しい日常が求められるようになり、ICTの活用が社会のさまざまなところで言われるようになりました。また、ICTを活用し、生活をあらゆる場面でより良い方向に変化させていく「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」という概念も広く浸透することとなりました。

国では、新型コロナウイルス感染症の対応において、デジタル化の遅れ等が顕著になったことを踏まえ、令和2（2020）年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、「人にやさしいデジタル化」や「誰一人取り残さないデジタル社会の実現」を目指すこととしています。

令和3（2021）年には、デジタル庁（仮称）を設置することとしており、今後は、Society5.0の実現に向け、また新型コロナウイルス感染症の対策として、DXの実践を加速的に進めることが求められています。

Society5.0のイメージ
（資料 内閣府）



Society5.0のイメージ
（資料 内閣府）

<用語>

超スマート社会：必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな制約を乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会（内閣府）

AI：Artificial Intelligence（人工知能）。コンピューターのプログラムを用いて、人間の知的行動を人工的に再現すること

IoT：Internet of Things（モノのインターネット）。

あらゆるものがインターネットにつながる仕組み

5G：第5世代移動通信システム。これまでの通信システムより、「超高速」で多数が同時に接続できるといった特長を有する。

ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）。通信技術を用いて情報を共有するなどコミュニケーションが含まれる。

デジタル・トランスフォーメーション（DX）：ICTを活用し、生活をあらゆる場面でより良い方向に変化させていくこと

GIGAスクール構想の推進

国では、Society5.0時代に生きる子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和元（2019）年12月に「GIGAスクール構想の実現」に向けた環境整備を示し、準備を進めてきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校の休校や短縮授業の実施が余儀なくされたことを踏まえ、感染症や災害等の発生による休校等の緊急時においても、ICTを活用することで、すべての子どもたちの学びを保障できる環境を早期に実現することに取り組んでいます。

GIGAスクール構想では、児童・生徒に「一人1台端末」と、校内に「高速大容量の通信環境」が整備され、令和3（2021）年4月に本格的にスタートします。

新学習指導要領では、情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、その育成を図るとともに、「ICTを活用した学習活動の充実」を明記しています。

スマートフォンやパソコンなどの端末は、今や社会のあらゆる場で利用され、ICTの活用は日常へと変化しています。国では、GIGAスクール構想について、「これまでの教育実践の蓄積と、最先端ICTのベストミックスを図ることで、子どもたちや教師の力を最大限に発揮し、学習活動の一層の充実や、主体的・対話的な深い学びの視点からの授業改善につなげることができる」と述べており、GIGAスクール構想が、令和の学びのスタンダードとして、実際の取組みを進めていくこととなります。

自治体におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

国では、令和2（2020）年12月に策定した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の内容を実現するため、「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」を策定しました。

この計画では、全国の自治体が足並みをそろえてDXを推進することで、地域住民に身近な行政サービスを提供する市区町村が、デジタル技術やデータの活用により、利便性の向上や業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくこととし、重点取組事項として、次のことを掲げています。

今後は、重点取組事項を中心に、全国の自治体において、さまざまなデジタル化の取組みが進められることとなります。

デジタル化に向けた取組みを進めるとともに、デジタル化されたサービスを市民が受けやすくするためのソフト面での支援も必要となります。

■重点取組事項

- 自治体の情報システムの標準化・共通化
- マイナンバーカードの普及促進
- 行政手続きのオンライン化
- AI・RPAの利用促進
- テレワークの推進
- セキュリティ対策の徹底

東京都の取組み

（令和2（2020）年10月）

東京都では、都庁のDX推進に向け、5つのレスの取組みを徹底するとし、これまでの紙やはんこをベースとした環境から、オンラインやデジタルをベースとしたデジタル環境へ転換としています。

- ①ペーパーレス ②はんこレス
- ③FAXレス ④キャッシュレス ⑤タッチレス

東京都や西多摩地域の取組方針

市がさまざまな取組みを進める際に関係する、東京都と西多摩地域広域行政圏協議会の長期計画についてまとめます。

東京都の取組み「東京都の長期ビジョン（『未来の東京』戦略ビジョン）」

東京都では、令和元（2019）年12月、「『未来の東京』戦略ビジョン」を策定し、目指す2040年代の東京の姿「ビジョン」と、2030年に向けた20の「戦略」および120の「推進プロジェクト」を立ち上げました。ビジョンは、4つの基本戦略のもとに描かれており、戦略と推進プロジェクトを通じて、「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」が進化し、「成長」と「成熟」が両立した未来の東京を実現していくとしています。

■ 4つの基本戦略

1. バックキャストの視点で将来を展望する
2. 民間企業等、多様な主体と協働して政策を推し進める
3. デジタルトランスフォーメーションで「スマート東京」を実現
4. 時代や状況の変化に弾力的に対応「アジャイル」

その中で、多摩・島しょ地域を主とした取組みについては、2030年に向けた20の「戦略」の中に、「戦略17 多摩・島しょ振興戦略」として設定されています。

戦略17では、「多摩地域は多様な産業や大学の集積、島しょ地域は豊かな自然を有しているなどの特色を有している。一方で、自然災害、人口減少、高齢化などの課題にも直面している。都と市町村が、これまで以上に緊密に連携・協力することで課題を解決し、賑わいと活力に満ち溢れる地域社会を、共に作り上げていく」としています。

※「アジャイル(agile)=俊敏な、すばやい」の言葉の意味から、時代や状況の変化に柔軟かつ迅速に対応すること。

『未来の東京』戦略ビジョン「戦略17 多摩・島しょ振興戦略」の概要

それぞれの地域の特色を活かし、賑わいと活力に満ち溢れた地域社会を、都と市町村でつくりあげる

地域資源に先端技術を掛け合わせ、スマート産業を強力に推進
子供自ら伸び、育つことができる充実した教育環境を整える
地域で暮らし働く「人」に優しいコンパクトでスマートなまちづくり
地域活性化策を迅速に具体化し、多摩・島しょの魅力を高める

■ 推進プロジェクト

多摩・島しょ地域産業振興プロジェクト	多摩・島しょの交通ネットワークの強化	緑溢れる東京プロジェクト
TOKYOスマート・スクール・プロジェクト	多摩・島しょの防災力向上	多摩・島しょにおける自然の保全・共生
「GLOBAL Student」プロジェクト	移動困難者の生活サポートプロジェクト	貴重な自然の恵みや価値に関する情報の発信
多摩・島しょ農林水産業プロジェクト	人や地域に注目した住生活充実プロジェクト	多摩・島しょ地域における医療の充実
新たな時代の働き方支援プロジェクト	まちづくり推進コンシェルジュの創設	島しょの魅力創出
地域特性に応じたスマートなまちづくりの展開	多摩・島しょ地域観光振興プロジェクト	I C Tを活用した島しょ地域の社会課題の解決

東京都の取組み「多摩の振興プラン」

東京都は平成29（2017）年に「多摩の振興プラン」を策定し、多摩地域の目指すべき姿として「魅力にあふれ、活力に満ち、安全・安心が確保された多摩」を掲げ、2020年の先を見据えた目指すべき地域像として、次の項目をまとめています。

目指すべき地域像の実現に向けては、東京都と市町村の連携・協力や、市町村間の広域的な連携や多様な主体との連携を緊密にしながら進めることとしており、多様な主体との連携として、青梅線沿線地域産業クラスター協議会や、西多摩地域広域行政圏の枠組みの活用などが示されています。

（目指すべき地域像）

-  安全・安心で快適な居住・生活環境が確保され、ゆとりあるライフスタイルが定着
-  道路・交通ネットワークが充実し、自由自在な移動と交流が実現
-  地域資源を生かした産業振興により地域活性化が図られ、身近な場所で働けるまち
-  東京2020大会等のレガシーも生かした、文化・スポーツが盛んなまち
-  豊かな自然との共生が図られ、環境にも優しいスマートなまち

資料 東京都「多摩の振興プラン」平成29（2017）年9月

西多摩地域広域行政圏協議会の取組み「西多摩地域広域行政圏計画」

西多摩地域広域行政圏協議会は、西多摩地域の市町村（青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町）で構成しています。

西多摩地域の将来像「水と緑に恵まれた自然環境を生かしながら、地域の連携に基づく新たな活力と文化を創造する圏域」を目指して、住民サービスの向上や、福祉の増進、人材育成、魅力発信など、さまざまな広域連携事業を展開することで、西多摩地域の一体的な発展を図っています。

令和3（2021）年3月、新たな西多摩地域広域行政圏計画が策定されました。少子高齢化や人口減少、厳しい財政状況、定住圏としての活力の維持、行政経営の自立性や持続性の確保など、さまざまな環境の変化を捉え、西多摩地域の4つの連携テーマとその展開方策を示しています。

さらなる人口減少や少子高齢化を迎えようとしている中、西多摩地域全体が持続的に発展していくため、ともに課題を解決し、ともに魅力を向上させるよう、これまで以上に広域的な視点による取組みが求められます。

■広域連携の視点と4つの連携テーマ

広域連携を進めるうえで重要となる視点と、広域連携の4つのテーマと目標を設定しています。

- 連携の視点① 持続可能な圏域づくりに向けた連携
- 連携の視点② 行政需要の変化への対応
- 連携の視点③ 首都圏・都心部と西多摩圏域の交流促進

広域連携の4つのテーマと目標

- 1 西多摩地域のブランド育成とプロモーションの推進
目標 多様な資源を生かした地域ブランドを育成する
- 2 西多摩の森を生かした持続可能な地域づくり
目標 豊富な森林資源で脱炭素型の持続可能な地域づくりを目指す
- 3 安全・安心・快適な暮らしを支える行政サービスの広域化
目標 共同事業を拡大して住民サービスを向上させる
- 4 明日の西多摩を支えるひと・組織の育成・活用
目標 広域でひと・組織を育成し、地域で活用する

資料 西多摩地域広域行政圏協議会「西多摩地域広域行政圏計画」（令和3（2021）年3月）から作成



② おわりに



第六次羽村市長期総合計画 基礎調査報告書では、第五次羽村市長期総合計画期間における基本目標ごとの取組みの状況をまとめた「第五次羽村市長期総合計画の進捗」と、市民意見聴取の結果や、職員プロジェクトチームの検討結果、人口動向の分析を中心とした「第六次羽村市長期総合計画の策定に向けた分析」、これからのまちづくりに必要な視点を、「第六次羽村市長期総合計画の策定に向けて」として、掲載しました。

人口減少、急速な少子高齢化、ICTの進展、自然災害の発生など、市を取り巻く環境が日々変化する中で、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域経済のあり方や市民生活は今後大きく変化していくことが見込まれています。

今回、将来のまちの姿を検討するにあたり、市民ワークショップや、市政世論調査などを実施しました。特に、市民ワークショップでは、市民同士の対話の中で、時代の変化を含め、羽村の未来を一緒に考えていただくことができました。

第六次羽村市長期総合計画では、本基礎調査報告書の内容を踏まえて、まずは将来のまちの姿を見定め、市と市民・事業者がその姿を共有したうえで、将来のまちの姿を実現するために、どのようにまちづくりを進めていくのか、その方向性や具体的な取組みを考えていきます。

これまで経験したことのないスピードで、社会が変化し、さらにさまざまな事柄が複雑に関わり合う時代を迎えています。そのような時代の中でも、羽村市に暮らす人、働く人、関わる人が、日常に充実を感じ、未来に希望を抱きながら生活ができるまちであり続けることが重要です。

限られた経営資源を有効に活用し、持続可能なまちであり続けるため、市と市民・事業者と、まちの今後のあり方や未来の姿を共有し、具現化に向けて、一緒に取り組んでいけるよう、第六次羽村市長期総合計画の策定を進めていきます。



第六次羽村市長期総合計画 基礎調査報告書

発 行 令和3（2021）年3月
羽村市企画総務部長期総合計画担当
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1
電話 042-555-1111（代表）
<http://www.city.hamura.tokyo.jp>